

評定項目	細目	担当監督員			主任監督員			評価対象項目															
		優良	概ね適正	不備	優良	概ね適正	不備																
施工体制	施工体制全般	基礎評価(a)						不備(改善指示書又は改善命令書が必要)															
								1 工事の請負に関する書類(請負人提出書類処理基準に定める書類)の内容は、必要な項目が的確に記載されていた。															
								2 工事の規模、状況に応じた人員及び機械配置、資機材手配等が行われ、施工に支障を来たさなかった。															
								3 当該現場の作業員、下請負人の施工能力は適切であった。															
								4 産業廃棄物の処理に係る、マニフェストの枚数及びマニフェストへの記載内容が確認しやすく整理されていた。															
								※5 施工体制台帳が、現場に備え付けられていた。															
								※6 施工体系図が、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げられた。															
								※7 工事現場の施工体制が、施工体制台帳及び施工体系図に整合したものであった。															
								8 建設業退職金共済制度の掛金収納書が、工事着手後1ヶ月以内に監督員へ提出された。															
								9 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識が、現場事務所や工事現場の出入り口等の見やすい場所に掲げられた。															
								10 建設業許可票の看板が、公衆の見やすい場所に掲げられた。															
								11 労災保険関係の成立を表す標識が、公衆の見やすい場所に掲げられた。															
								※12 工事実績情報サービス(CORINS)への登録手続きが、定められた期日(受注、変更時は、10日以内)までに行われた。															
								13 工事の請負に関する書類(請負人提出書類処理基準に定める書類)は、定められた期日までに提出された。															
								14 指定された建設機械について、低騒音・低振動型及び排出ガス対策型建設機械を使用した。															
					15 その他																		
					<table border="0" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td></td> <td>優良+概ね適正</td> <td>不備</td> <td>評価対象総項目数</td> <td>優良</td> <td>(a)</td> </tr> <tr> <td>担当監督員</td> <td>((7 × + 5 ×) /) × 10 + 7.5 ×</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任監督員</td> <td>((7 × + 5 ×) /) × 10 + 7.5 ×</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		優良+概ね適正	不備	評価対象総項目数	優良	(a)	担当監督員	((7 × + 5 ×) /) × 10 + 7.5 ×					主任監督員	((7 × + 5 ×) /) × 10 + 7.5 ×				
	優良+概ね適正	不備	評価対象総項目数	優良	(a)																		
担当監督員	((7 × + 5 ×) /) × 10 + 7.5 ×																						
主任監督員	((7 × + 5 ×) /) × 10 + 7.5 ×																						
	減点評価(b)	担当監督員	主任監督員	減点評価当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。			指示の事由等記入欄																
		減点評価該当数	減点評価該当数	最大4項目	(b)																		
				<table border="0" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>担当監督員</td> <td>×</td> <td>-10</td> <td>=</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>主任監督員</td> <td>×</td> <td>-10</td> <td>=</td> <td>_____</td> </tr> </table>	担当監督員	×		-10	=	_____	主任監督員	×	-10	=	_____								
担当監督員	×	-10	=	_____																			
主任監督員	×	-10	=	_____																			
	評価係数(c)	0.05																					
	評定点(a+b)×c		担当監督員	(+) × 0.05 =																			
			主任監督員	(+) × 0.05 =																			

1 基礎評価(a)は、評価対象項目について「優良」「概ね適正」又は「不備」のどちらか該当する□に半角数字の「1」を記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。

2 減点評価(b)は、改善命令書を交付した数を□に記入する。(ただし、最大4項目(-40点)までとする。)

3 「優良」「概ね適正」「不備」及び「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。
 優良：評価対象の項目の遂行が、積極的かつ適切に行われ優れていた。
 (ただし、優良の評価対象項目は最大4項目までとする。)
 概ね適正：評価対象項目の遂行に問題がなかった。
 評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示、指導を行い、速やかに改善された。
 不備：評価対象項目の遂行について遅れや誤り等不適切な事項があり、指示したが改善されず、改善指示書による指示、指導を行い、改善された。
 減点評価：評価対象項目の遂行について改善指示書を交付したが改善されず、総括監督員が改善命令書を交付した。

注)改善指示書、改善命令書：実施細目に定める指示書の類を言う。

評価項目	細目	担当監督員			主任監督員			評価対象項目		
		優良	概ね適正	不備	優良	概ね適正	不備			
施工体制	配置技術者	基礎評価(a)							不備(改善指示書又は改善命令書が必要) 1 現場代理人は、工事現場の管理運営に必要な知識と経験を有する者であった。 2 監理技術者及び主任技術者(以下、「監理技術者等」という。)は、建設業法に定める職務を遂行するために必要な知識と経験を有する者であった。 3 契約書、設計図書、関係基準等をよく理解し、現場に反映し工事を行った。 4 下請負人の施工体制及び施工状況を的確に把握していた。 5 監督員に対して、施工状況に関する連絡、報告等の内容及び時期が適切に行われた。 6 完了検査等において、検査員に対し施工内容に関する説明等を適切に対応していた。 7 監理技術者等の資格を証明する資料が提出された。 8 設計図書で定められた技能者や施工管理技術者等の資格等を証明する資料が提出された。 9 監理技術者等は、腕章及び監理技術者資格者証等を携帯していた。 10 その他	
							$\frac{\text{優良} + \text{概ね適正}}{\text{担当監督員}} \times 7 + \frac{\text{不備}}{\text{主任監督員}} \times 5 \times 10 + 7.5 \times$ $\frac{\text{優良} + \text{概ね適正}}{\text{主任監督員}} \times 7 + \frac{\text{不備}}{\text{主任監督員}} \times 5 \times 10 + 7.5 \times$			
減点評価(b)	減点評価該当数	担当監督員	主任監督員	減点評価当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。最大4項目			指示の事由等記入欄			
				担当監督員	x	-10		=		
				主任監督員	x	-10		=		
評価係数(c)							0.05			
評定点(a+b)×c			担当監督員	(+) × 0.05 =						
			主任監督員	(+) × 0.05 =						

1 基礎評価(a)は、評価対象項目について「優良」「概ね適正」又は「不備」のどちらか該当する口に半角数字の「1」を記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。

2 減点評価(b)は、改善命令書を交付した数を口に記入する。(ただし、最大4項目(-40点)までとする。)

3 「優良」「概ね適正」「不備」及び「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。
 優良 : 評価対象の項目の遂行が、積極的かつ適切に行われ優れていた。(ただし、優良の評価対象項目は最大4項目までとする。)
 概ね適正: 評価対象項目の遂行に問題がなかった。
 不備 : 評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示、指導を行い、速やかに改善された。
 減点評価: 評価対象項目の遂行について遅れや誤り等不適切な事項があり、指示したが改善されず、改善指示書による指示、指導を行い、改善された。
 減点評価: 評価対象項目の遂行について改善指示書を交付したが改善されず、総括監督員が改善命令書を交付した。

注) 改善指示書、改善命令書 : 実施細目に定める指示書の類を言う。

工 事 成 績 評 定 項 目 別 評 定 表 (基 本 的 な 技 術 力 と 成 果 の 評 価)

第2号様式の4(第3条関係)

評 定 目	細 目	評 価 対 象 項 目								
		担 当 監 督 員			主 任 監 督 員					
現 場 管 理	安 全 衛 生 管 理	基 礎 評 価 (a)	優 良	概 ね 適 正	不 備	優 良	概 ね 適 正	不 備		
			不備(改善指示書又は改善命令書が必要)							
1 工事の規模と内容に応じた安全巡視、安全教育、安全点検等の安全活動を実施した。										
2 安全通路の確保、落下物の防止等の安全措置が的確になされるとともに、第三者への事故防止に努めた。										
3 工事箇所及びその周辺の地上、地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障を来さないよう必要な措置を講じた。										
4 現場内が常に整理・整頓されていた。										
5 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた。										
6 過積載防止に努めた。										
7 工事従事者のための休憩場所、トイレ及び喫煙所等の確保に努めた。										
8 現場における緊急措置、防火体制等が整備されていた。										
9 危険物等の保管に関し、関係法令を遵守した。										
10 指定仮設を除く足場、棧橋等の仮設物は、関係法令等に基づき設置された。										
11 火気の使用や溶接作業を行う際、必要な防火措置を講じた。										
12 交通管理者(海上保安部含む。)との協議事項(使用許可条件を含む。)を遵守した。										
13 材料置き場、発生材の仮置き場の管理を適切に行った。										
14 酸欠危険場所における換気、測定等が適切に行われた。										
15 その他										
			優良+概ね適正			不備			評価対象 総項目数	
			$\frac{((7 \times \quad + 5 \times \quad))}{\quad} \times 10 + 7.5 \times \quad$						優良 (a)	
			$\frac{((7 \times \quad + 5 \times \quad))}{\quad} \times 10 + 7.5 \times \quad$							
減 点 評 価 (b)	担 当 監 督 員		主 任 監 督 員		減点評価当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。				指示の事由等記入欄	
	減点評価該当数		減点評価該当数		最大4項目					(b)
					担当監督員	x	-10	=		
				主任監督員	x	-10	=			
評 価 係 数 (c)									0.05	
評 定 点 (a+b) × c				担 当 監 督 員	(+) × 0.10 =					
				主 任 監 督 員	(+) × 0.10 =					

1 基礎評価(a)は、評価対象項目について「優良」「概ね適正」又は「不備」のどちらか該当する口に半角数字の「1」を記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。

2 減点評価(b)は、改善命令書を交付した数を口に記入する。(ただし、最大4項目(-40点)までとする。)

3 「優良」「概ね適正」「不備」及び「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。
 優 良 : 評価対象の項目の遂行が、積極かつ適切に行われ優れていた。
 (ただし、優良の評価対象項目は最大4項目までとする。)
 概ね適正: 評価対象項目の遂行に問題がなかった。
 不 備 : 評価対象項目の遂行について遅れや誤り等不適切な事項があり、指示したが改善されず、改善指示書による指示、指導を行い、改善された。
 減点評価: 評価対象項目の遂行について改善指示書を交付したが改善されず、総括監督員が改善命令書を交付した。

注)改善指示書、改善命令書 : 実施細目に定める指示書の類を言う。

工 事 成 績 評 定 項 目 別 評 定 表 (基 本 的 な 技 術 力 と 成 果 の 評 価)

第2号様式の5(第3条関係)

評定項目	細目	担当監督員						主任監督員						評価対象項目				
		優良	概ね適正	不備	優良	概ね適正	不備	優良	概ね適正	不備	優良	概ね適正	不備					
現場管理	工程管理	基礎評価(a)													不備(改善指示書又は改善命令書が必要) 1 実施工程表は、工事全般にわたり綿密にたてられ、各工程と全体との整合性がとれていた。 2 状況変化への対応が迅速かつ適切に行われ、工程に大きな影響を与えなかった。 3 別契約の関連工事との工程調整を行い、現場作業の円滑な進捗に努めた。 4 定められた作業時間以外の作業が少なく、工期内に完成した。 5 実施工程表に加えて、月間又は週間工程表を作成し、工程管理に努めた。 6 工程計画を着実に守り工事を完了した。 7 概成工期が遵守され、関連工事の総合試運転及び調整が支障なく行われた。(対象:建築・電気・機械) 8 作業時間の変更、休日等の施工を行う際の手続きは適切であった。 9 その他			
			$\frac{\text{担当監督員} \times (\text{優良} \times 7 + \text{概ね適正} \times 5) + \text{主任監督員} \times (\text{優良} \times 7 + \text{概ね適正} \times 5)}{\text{評価対象総項目数}} \times 10 + 7.5 \times \text{優良} \quad (a)$															
			減点評価(b)	担当監督員	主任監督員	減点評価当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。										指示の事由等記入欄		
				減点評価該当数	減点評価該当数	担当監督員	最大4項目											
						主任監督員	(b)											
			評価係数(c)													0.05		
			評定点(a+b)×c			担当監督員	(+) × 0.10 =											
						主任監督員	(+) × 0.10 =											

1 基礎評価(a)は、評価対象項目について「優良」「概ね適正」又は「不備」のどちらか該当する□に半角数字の「1」を記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。

2 減点評価(b)は、改善命令書を交付した数を□に記入する。(ただし、最大4項目(-40点)までとする。)

3 「優良」「概ね適正」「不備」及び「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。

優良 : 評価対象の項目の遂行が、積極的かつ適切に行われ優れていた。(ただし、優良の評価対象項目は最大4項目までとする。)

概ね適正: 評価対象項目の遂行に問題がなかった。

不備 : 評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示、指導を行い、速やかに改善された。
 減点評価: 評価対象項目の遂行について遅れや誤り等不適切な事項があり、指示したが改善されず、改善指示書による指示、指導を行い、改善された。

減点評価: 評価対象項目の遂行について改善指示書を交付したが改善されず、総括監督員が改善命令書を交付した。

注)改善指示書、改善命令書 : 実施細目に定める指示書の類を言う。

工 事 成 績 評 定 項 目 別 評 定 表 (基 本 的 な 技 術 力 と 成 果 の 評 価)

第2号様式の6(第3条関係)

評定項目	細目	担当監督員			主任監督員			評価対象項目																	
		優良	概ね適正	不備	優良	概ね適正	不備																		
施工管理	施工管理	基礎評価(a)							不備(改善指示書又は改善命令書が必要)																
									1 施工計画書は、設計図書、現場状況を的確に把握したものであった。																
									2 施工図は、仕上げ、他工種及び別契約の関連工事との納まり等について十分検討されたものであった。(対象:建築・電気・機械)																
									3 施工計画書又は施工図の内容を変更する必要がある場合、監督員への報告及び必要な措置が講じられた。																
									4 作業区域の設定は、作業環境、周辺環境や交通計画等を考慮したものであった。																
									5 施工に適した機器材、機械等が使用された。																
									6 既存施設部分、工事目的物の施工済部分の養生は適切であった。(対象:建築・電気・機械)																
									7 構造物の養生は適切であった。(対象:土木)																
									8 設計図書の内容に関して疑義が生じた際、監督員と協議の上、施工がなされた。																
									9 施工図は、当該工事の施工前に提出された。(対象:建築・電気・機械)																
									10 既存との取合いが十分に検討され、施工が適切に行われた。																
									11 対象施設を利用しながらの工事において、発生する塵埃・振動・騒音等の低減に努めた。(対象:建築・電気・機械)																
						12 その他																			
							<table border="0"> <tr> <td></td> <td>優良+概ね適正</td> <td>不備</td> <td>評価対象総項目数</td> <td>優良 (a)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当監督員</td> <td>$((7 \times \quad + 5 \times \quad) / \quad)$</td> <td></td> <td>$(\quad)$</td> <td></td> <td>$\times 10 + 7.5 \times$</td> </tr> <tr> <td>主任監督員</td> <td>$((7 \times \quad + 5 \times \quad) / \quad)$</td> <td></td> <td>$(\quad)$</td> <td></td> <td>$\times 10 + 7.5 \times$</td> </tr> </table>		優良+概ね適正	不備	評価対象総項目数	優良 (a)		担当監督員	$((7 \times \quad + 5 \times \quad) / \quad)$		(\quad)		$\times 10 + 7.5 \times$	主任監督員	$((7 \times \quad + 5 \times \quad) / \quad)$		(\quad)		$\times 10 + 7.5 \times$
	優良+概ね適正	不備	評価対象総項目数	優良 (a)																					
担当監督員	$((7 \times \quad + 5 \times \quad) / \quad)$		(\quad)		$\times 10 + 7.5 \times$																				
主任監督員	$((7 \times \quad + 5 \times \quad) / \quad)$		(\quad)		$\times 10 + 7.5 \times$																				
	減点評価(b)	担当監督員	主任監督員	減点評価当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。最大4項目			指示の事由等記入欄																		
		減点評価該当数	減点評価該当数	担当監督員	$\times \quad - 10$	$=$																			
				主任監督員	$\times \quad - 10$	$=$																			
		評価係数(c)					0.05																		
	評定点(a+b)×c		担当監督員	$(\quad + \quad) \times 0.1 =$																					
			主任監督員	$(\quad + \quad) \times 0.1 =$																					

1 基礎評価(a)は、評価対象項目について「優良」「概ね適正」又は「不備」のどちらか該当する口に半角数字の「1」を記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。

2 減点評価(b)は、改善命令書を交付した数を口に記入する。(ただし、最大4項目(-40点)までとする。)

3 「優良」「概ね適正」「不備」及び「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。
 優良 : 評価対象の項目の遂行が、積極的かつ適切に行われ優れていた。
 (ただし、優良の評価対象項目は最大4項目までとする。)
 概ね適正: 評価対象項目の遂行に問題がなかった。
 評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示、指導を行い、速やかに改善された。
 不備 : 評価対象項目の遂行について遅れや誤り等不適切な事項があり、指示したが改善されず、改善指示書による指示、指導を行い、改善された。
 減点評価: 評価対象項目の遂行について改善指示書を交付したが改善されず、総括監督員が改善命令書を交付した。

注)改善指示書、改善命令書 : 実施細目に定める指示書の類を言う。

